

令和元年5月29日  
土地・建設産業局不動産市場整備課

## **小規模不動産特定共同事業の実務講習 第一号を指定！**

～古民家・空き家等様々な不動産の利活用のための管理者育成を実施～

国土交通省は、(一財)日本ビルディング経営センターが実施予定の小規模不動産特定共同事業の実務講習を指定、同講習によりクラウドファンディング等を活用した不動産のリノベーション等を行う管理者を育成することを通じ、地域における不動産の利活用を促進します。

○国土交通省では、小規模不動産特定共同事業\*の普及・促進を行っています。

※投資家から出資を募り、調達した資金をもとに古民家・遊休不動産等の取得・改修等を行い、その不動産の賃貸・売却から得られた収益を投資家に分配する事業(詳細別添①参照)

○小規模不動産特定共同事業を行うには、投資家への勧誘や契約内容の説明等について指導管理等を行うため、事務所ごとに業務管理者を設置する必要があります。

○この業務管理者となるための要件のうち、「主務大臣が指定する小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習」として、このたび、(一財)日本ビルディング経営センターからの指定申請があり、審査の結果、以下のとおり同センターが実施予定の講習を第一号として指定することとなりましたので、お知らせいたします。

### **【指定の概要】**

1. 事業を行う者の名称 一般財団法人日本ビルディング経営センター
2. 事業を行う者の住所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
3. 事業を行う者の代表者の氏名 櫻井 康好
4. 事業を行う事務所の名称 一般財団法人日本ビルディング経営センター
5. 事業を行う事務所の所在地 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
6. 事業の名称 小規模不動産特定共同事業業務管理者講習
7. 指定年月日 令和元年5月29日
8. 事業を開始する年月日 令和元年6月1日

(一財)日本ビルディング経営センターが実施予定の講習の詳細につきましては、別添②をご覧ください。ご質問は、同センターにお問い合わせください。(参考URL:<https://www.bmi.or.jp/index.html>)

### **<問い合わせ先>**

土地・建設産業局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室

電話 03-5253-8111(代表)、直通 03-5253-8289、FAX 03-5253-1579

担当:西川、船越(内線 25132・25154)